

## 実施計画事業評価調書

評価対象年度

令和6年度

事業名称	福祉手当給付事業				担当	福祉部 長寿支援課
事業区分	通常事業	-	問い合わせ先	048-259-7651	新規・継続	継続

### 1 事業期間・根拠等

事業期間	平成 15 年度	～		年度
第5次川口市総合計画	I 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”-3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり-① 高齢者福祉の充実			
根拠法令等	川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例 川口市外国人高齢者等福祉手当支給要綱			

### 2 事業概要

事務分類	自治事務のうち任意のもの	実施形態	直営		
事業の概要	事業の目的・背景(誰に・何をしたいのか・実施の背景)		事業のめざす姿(事業が目指す最終的な成果)		
高齢者の経済的負担軽減を図り、福祉の増進を図る。			同左		
当該年度の実施内容及び成果	①アクション(当該年度に何を実施したか)		②アウトプット(①を実施した結果・実績)		
・重度要介護高齢者福祉手当:65歳以上で要介護4,5の認定を受けた非課税の方へ月額5,000円を支給。 ・外国人高齢者等福祉手当:1年以上本市に居住し、大正15年4月1日以前に生まれ若しくは、昭和57年1月1日に満20歳以上であり、公的年金を受けていない外国人の方へ月額5,000円を支給。			重度要介護高齢者福祉手当 支給対象者:1,321人 ・外国人高齢者等福祉手当 支給対象者: 3人		
③アウトカム(①②をしたことにより対象はどうなったか)			①～③を踏まえ、めざす姿から見た現在の進捗状況及び課題		
高齢者等の経済的負担を軽減することができた。			条例改正により、手当の支給が半年に1回だったものを年6回奇数月に支給するようになり、受給者への迅速な手当の支給をすることができるようになった。 要介護認定者が増加傾向にあり、それに伴い手当の需要も高まることが予想される。		

### 3 事業活動・成果の状況

指標①	名称			指標・目標値の説明(算定式)									
	単位	指標の種別											
目標値	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和7年度	令和8年度							
	実績値・達成状況												
指標②	名称			指標・目標値の説明(算定式)									
	単位	指標の種別	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度					
目標値	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和7年度	令和8年度							
	実績値・達成状況												

### 4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目		川口市一般会計	3 款	2 項	2 目	5 細目	1 細々目	福祉手当給付事業		
年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和7年度	令和8年度			
予算額(A)		62,916	57,483	50,685		56,600	56,600			
決算額(B)=(C)+(D)		53,335	55,315	46,620		56,595	56,595			
財源※	特定財源(C)	15	0	10		5	5			
	一般財源(D)	53,320	55,315	46,610		2,490	2,490			
概算人件費(E)		2,310	2,370	2,430		2,490	2,490			
従事職員人數(人)	常勤	0.30	0.00	0.30	0.00	0.30	0.00	0.30	0.00	0.30
総事業費[(A)又は(B)]+(E)		55,645	57,685	49,050		59,090	59,090			

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算額(A)の財源を表示しています。

### 5 視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民のニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どおりの成果	期待どおり	13 /15
	市閥与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	高かった	
	将来的な市民のニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	高かった	11 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	13 /15
	業務プロセス改善	行った・既に行つた			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	行わなかった			対象者への周知	行つた	

### 6 総評価・今後の事業展開

総評価	事業の進捗状況及び課題を踏まえた、コスト削減案や今後の方針・考え方など	今後の実施方向性	
52 /60	届出や事務の一部の電子化ができているため、より一層確認等の効率化を図り作業時間の短縮をめざす。	翌年度	現状維持で実施

## 実施計画事業評価調書

評価対象年度

令和6年度

事業名称	福祉手当給付事業				担当	福祉部 障害福祉課
事業区分	通常事業	-	問い合わせ先	048-259-7678	新規・継続	継続

### 1 事業期間・根拠等

事業期間	昭和 39 年度	～		年度
第5次川口市総合計画	I 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”-4 誰もが安心して生活できる環境づくり-② 障害者を支える仕組みづくりの推進			
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、同施行令、同施行規則、埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱、川口市障害福祉手当支給条例、同施行規則			

### 2 事業概要

事務分類	法定受託事務	実施形態	補助金・負担金
事業の概要	事業の目的・背景(誰に・何をしたいのか・実施の背景)		
	市内に住所を有する在宅の重度心身障害者に国の手当(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当)及び市の手当を支給する。		
当該年度の実施内容及び成果	①アクション(当該年度に何を実施したか)		
	国への手当 延べ6,385人に対して、148,709,050円の支給を行った。 市の手当 延べ113,717人に対して、473,681,000円の支給を行った。		
	③アウトカム(①②をしたことにより対象はどうなったか)		
	受給者の精神的、経済的な負担の軽減に役立った。		
	②アウトプット(①を実施した結果・実績)		
	川口市障害者福祉手当について、対象者の増加に伴い、支給額が年々増加し続けており、制度の持続性に課題がある。		

### 3 事業活動・成果の状況

指標①	名称	指標・目標値の説明(算定式)					
	単位	指標の種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値							
指標②	実績値・達成状況						
	名称	指標・目標値の説明(算定式)					
目標値	単位	指標の種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績値・達成状況							

### 4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目		川口市一般会計	3 款	1 項	2 目	4 細目	1 細々目	福祉手当給付事業	
年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
予算額(A)		598,368	610,475	622,680	622,383	622,383			
決算額(B)=(C)+(D)		598,203	604,603	622,450					
財源※	特定財源(C)	216,915	215,524	225,989	229,682				
	一般財源(D)	381,288	389,079	396,461	392,701				
	概算人件費(E)	7,700	7,900	8,100	8,300	8,300			
従事職員人件費(人)	常勤	1.00	0.00	1.00	0.00	1.00	0.00	1.00	0.00
総事業費[(A)又は(B)+(E)]		605,903	612,503	630,550	630,683	630,683			

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算額(A)の財源を表示しています。

### 5 視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民のニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どおりの成果	期待どおり	13 /15
	市閥与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	高かった	
	将来的な市民のニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	高かった	11 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	15 /15
	業務プロセス改善	検討した			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	検討した			対象者への周知	十分行った	

### 6 総評価・今後の事業展開

総評価	事業の進捗状況及び課題を踏まえた、コスト削減案や今後の方針・考え方など	今後の実施方向性	
54 /60	在宅の重度心身障害者の福祉推進及びその家族の介護等の負担軽減を図るために、限られた財源の中で今後も安定的かつ継続的に制度を実施していく必要がある。	翌年度	現状維持で実施

担当課	長寿支援課・障害福祉課
事業名	福祉手当給付事業

## I 定量評価（評価の各観点について、一定の基準に基づいた数値による評価）

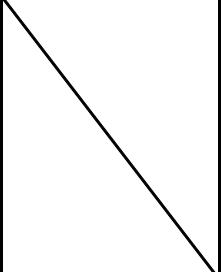
	評価の観点					選択肢
	①趣旨・目的及び達成手段	②事業の効果	③事業の効率化	④課題解決への取り組み	⑤今後の事業の方向性	
A委員	2	2	3	3	4	4 適正 適正な事業運営がなされている
B委員	3	4	4	2	3	3 概ね適正 工夫や改善の余地があるが、概ね適正な事業運営がなされている
C委員	3	3	3	2	3	2 改善の必要あり 概ねこのままの事業運営で差し支えないが、工夫や改善が必要である
D委員	2	3	3	2	2	
E委員	3	3	3	2	3	
F委員	3	4	3	3	4	
G委員	2	3	2	1	1	
委員会全体	3	3	3	2	3	

## II 定性評価（評価の各観点について、意見やアドバイス等のコメントによる評価）

No.	評価の観点	評価コメント
1	①趣旨・目的及び達成手段	他自治体との比較、財政的状況等を考えると、重複受給は是正されるべきである。
2	①趣旨・目的及び達成手段	年齢制限は必要。
3	①趣旨・目的及び達成手段	福祉ということから必要であると考える。
4	①趣旨・目的及び達成手段	予算の限り、多くの方が支援を受け取れることが望ましい。
5	①趣旨・目的及び達成手段	受給者の公平性の観点から、重複受給しないように支給した方が良い。
6	②事業の効果	効果は認められると思うが、介護制度の活用を考えると改善が必要。
7	②事業の効果	市として継続すべき事業であると思う。
8	②事業の効果	とても有効な支援である。

No.	評価の観点	評価コメント
9	③事業の効率化	自治体以外が主体となることは、あまり考えられない。
10	③事業の効率化	たまたまではあるが、今後、年齢制限を設けることで重複受給がしづらくなった点で、「概ね適正」と判断した。
11	③事業の効率化	64歳と65歳で支援を受けられない方が出てしまうのは残念である。
12	④課題解決への取り組み	課題の把握、改善方策の取組みは評価できる。
13	④課題解決への取り組み	(長寿支援課) 数字は正確に出さなければならない。課題の把握ができていないのではないか。
14	④課題解決への取り組み	(長寿支援課)現状のままで良いと思う。要介護3は含めなくてよいと思う。 (障害福祉課)年齢制限を設け、新規は65歳未満とすべきと思う。
15	④課題解決への取り組み	長寿支援課の手当の対象に、要介護3も入れるべきと考える。
16	⑤今後の事業の方向性	予算を増やしても必要性は大きい。
17	⑤今後の事業の方向性	重複受給しないように支給する。
18	⑤今後の事業の方向性	(長寿支援課) 経済的に苦しい家庭はたくさんあるため、全体の税収予測の中で全事業のプライオリティをつけた上で、要介護3を含めるべきである。
19	⑥事業全体を通じた総合的な評価	福祉という事柄は、市として継続すべき事業であると考える。その上で、長寿支援課での特別養護老人ホームの入所要件に合わせて、要介護3の方も手当の支給対象に入れるべきと考える。
20	⑥事業全体を通じた総合的な評価	予算の限り、重複受給しても支援を受けられるよう継続してほしい
21	⑥事業全体を通じた総合的な評価	介護保険の充実は多額の税金が投入されているためであり、収入が低い人は介護保険料が低く設定されているため、これ以上経済的支援をするには更なる税収が必要である。少子高齢化の現在、持続可能な政策ではない。

## 【評価結果まとめ】

①趣旨・目的及び達成手段	
3 概ね適正	重複受給が可能な点や年齢制限について、受給者の公平性に関する指摘があった。しかしながら、事業そのものは必要である。
②事業の効果	
3 概ね適正	対象者となる条件について意見が出たが、事業の効果としては有効なものと考える。
③事業の効率化	
3 概ね適正	重複して受給することが適切であるかという点については、今後も両手当の必要性や効果などの検証を行いながら、検討を継続してほしい。
④課題解決への取り組み	
2 改善の必要あり	年齢制限による重複受給の問題や、高齢者等の支援にかかる、現役世代の負担も考えて対応すべきではないか。
⑤今後の事業の方向性	
3 概ね適正	新たな方向性も示されているため、しっかり取り組んでいただきたい。
⑥事業全体を通した総合的な評価	
	福祉手当事業は必要な事業であるが、両手当を重複して受給可能なことや、長寿支援課は、要介護3の方を受給要件とするべきかについての課題及び改善点などについて継続的に検討を行ってほしい。また、障害福祉課は受給要件に年齢制限を設けることが決定しているが、手帳の等級は同様でも取得年齢で受給の可否が変わることや、現受給者には経過措置をとることによる公平性の観点などについて意見があったことを踏まえて、今後の事業運営を行っていただきたい。